

次世代につなぐ果樹産地づくり事業実施基準

制定 令和6年4月1日

次世代につなぐ果樹産地づくり事業補助金交付要綱（令和6年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 交付決定基準及び採択基準

- (1) 要綱第2に掲げる農業者は販売農家並びに事業実施年度中に就農する認定新規就農者及び認定農業者とする。

また、上記の販売農家とは経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農業者とする。
- (2) 事業は単年度事業とし、和歌山県果樹農業振興計画と整合していること。
- (3) 事業計画において、導入する機械設備の規模や性能については、その事業内容から見て、適切なものであること。また、機械設備の導入は、新設又は機能向上を行う場合に限り補助対象とし、単純更新は補助対象外とする。
- (4) 要綱の別表に掲げる超省力化栽培の推進及び農地中間管理機構を活用して経営規模を拡大している農業者が行う事業については優先的に採択する。また、その他の事業の採択については、事業の必要性、受益戸数等を考慮して採択するものとする。
- (5) 事業実施主体が構成員に施設、機械等のリース・レンタルをする場合は、以下の基準を満たしていること。
 - ア リース料等については、事業実施主体の負担など内訳を明確にすること。
 - イ 管理と貸付の規程（リース料等の取り決め、借り手の選定等）を制定すること。
- (6) 事業対象は、1園地地続きの2アール以上とする。
- (7) 持続的生産強化対策事業実施要領（令和5年3月31日付け4農産第4638号農林水産省農産局長通知）に規定される果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）に規定される園芸作物等の先導的取組支援の対象となるものは、本事業の対象外とする。
- (8) 高度化ハウスとは、標準的なハウスの耐風性や耐暑性などを高めたハウス、又は、ダブルアーチハウスであり、以下のこととする。
 - ア 耐風性ハウスとは、柱等に鉄骨を使用した補強型ハウス、25.4mmより太いパイプで建設したハウス、又は使用するパイプ径を25.4mm以上にした上で筋交いを入れたり25.4mmより太いパイプで補強するなど、全体に強化を施したハウスとする。
 - イ 耐暑性ハウスとは、屋根面の全面開放を可能とするフルオープンハウスとする。
 - ウ ダブルアーチハウスとは、耐風性を高めるため、ハウス本体にダブルアーチ構造を有するハウスとする。
 - エ 既存施設の有効利用、事業費の低減等の観点から、耐風性や耐暑性などの向上のために既設のパイプハウスの補強又はフルオープン化を行う整備も本事業の対象とする。
- (9) 要綱第6の2の甚大な気象災害は、以下のいずれかを満たすものとする。
 - ア 農地・農業用施設災害復旧事業の対象となる以下の災害
 - ①降雨：最大24時間雨量が80mm以上、または時間雨量が20mm以上
 - ②暴風：最大風速（10分間平均の最大値）15m/s以上
 - ③その他：融雪、地震（震度6弱以上）など

イ 内閣府が激甚災害を発令した場合

※上記は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第5項及び農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第3の規定を準用

- (10) 要綱第6の2の補助金交付決定前に別表の整備事業に着手できる期間は、災害発生日から90日以内とする。
- (11) 令和5年6月2日の豪雨災害で被災した農地の復旧後に日本一の果樹産地づくり事業で補助対象としていた被災施設を整備する場合は申請対象とする。

2 事業実施にあたっての留意事項

- (1) ハウスの高度化において、自己施工する場合の設計図面等の作成は高度化ハウス建設の実績がある事業者等に依頼するものとする。
- (2) 原則として新品を導入することとする。ただし、中古品であって法定残存耐用年数が2年以上である場合についても補助対象経費とする。また、中古品の補助対象事業費の上限額は新品価格を法定耐用年数で除し、残存耐用年数を乗じた金額とし、故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象外とする。
- (3) 補助対象事業費の支払いについては、原則として金融機関を介した取引により行うこととする。やむを得ない事由によりクレジットカードや電子マネー等により支払い、現金換算することができるポイントが付与された場合、その金額分を補助対象経費から減額する。また、ポイント、金券等の法定通貨以外で支払った経費は補助対象外とする。
- (4) 本事業により借地にハウスを建設する場合は、地主から了承を得るとともに、交付申請時まで、申請者名義で農地の貸借権または使用貸借権を取得していること。

3 補助事業の内容及び補助対象経費

対策区分	取組内容	補助対象となる経費、事業実施にあたっての留意事項
超省力化 栽培の推進	スマート農機の導入	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費：農業用ドローン、農業用アシストスーツ等の導入に係る機材費等・受益者が初めて取り組む場合とし、1台に限る。・ただし、使用目的が明確に異なる機種を導入する場合はこの限りではない。・構成員にリース又はレンタルする場合も補助対象とする。
	作業受託機器の導入	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費：作業受託組織が必要とする機器（電動せん定バサミ、チェーンソー、チップパー等）の導入に係る機材費等・作業受託組織は、2戸以上の農業者で組織され、作業受託の実績がある団体、もしくは規約に作業受託に取り組むことを明記している団体とする。・作業受託計画を作成すること。・事業採択後3年間、作業実績の報告を必要とする。・構成員にリース又はレンタルする場合も補助対象とする。

<p>戦略品種の早期産地化</p>	<p>戦略品種への改植・高接</p>		<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：苗木、穂木、土壌改良資材、作業用機械レンタル費（油圧ショベル等） 以下の戦略品種に限る。 みかん：YN26、ゆら早生、田口早生、きゅうき、植美、あおさん かき：紀州てまり もも：つきあかり うめ：NK14、露茜、星秀 さんしょう：ぶどうさんしょう じゃばら：じゃばら 連続定植とし、樹間植栽は補助対象外とする。 苗木は県内種苗業者からの購入に限る。
<p>生産基盤の強化</p>	<p>高品質化につながる機械施設等の整備</p>	<p>シールディングマルチ・巻上式マルチ ・節水型かん水施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：シールディングマルチ、巻上式マルチ、節水型かん水システムの導入に係る資材費、請負工事費等（節水型かん水システムに付帯する電磁弁、液肥混入機等を含む）、シールディングマルチ、巻上式マルチ施工用機械レンタル費 コンクリート槽等工事を伴うもの及び水源確保に関するものは補助対象外とする。 透湿性シートのみを導入する場合は、補助対象外とする。
		<p>品質保持のための貯蔵施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：完熟果流通のための予冷・保冷库 受電施設の整備費は補助対象外とする。
		<p>ハウスの高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：ハウス本体（付帯設備を含む）、多重カーテン（自動）、ヒートポンプ等、省エネ化や高品質化につながる資機材の整備に係る資材費及び施工費 ハウス本体に係る資材費と施工費の補助対象事業費の上限額は次のとおりとする。 耐風性ハウス：114万円/a（税抜） 耐暑性ハウス：82万円/a（税抜） ダブルアーチハウス：151万円/a（税抜） 既存ハウスの撤去・処分費、農業用水の配管及び受電施設の整備費は補助対象外とする。 ハウスの高度化に取り組む場合は、当該ハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。
		<p>もも・うめの連作障害対策資材</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：エタノール、被覆用ビニール、区画用波板、木質系活性炭等の資材費 受益者が初めて取り組む場合に限る。
		<p>生産管理の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：気象観測営農システム、土壌水分管理システム等の導入に要する機材費等

省力化につながる機械施設等の整備	小規模園地整備	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：園内道（傾斜地は単軌道の設置を含む）、階段畑の平坦化及び排水性向上等簡易な工事（U字溝の設置を含む）に要する資材費、作業用機械レンタル費（油圧ショベル等）及び請負工事費、 園内道の改良及びそれに伴う擁護壁等構造物の設置は、総延長が20m以上かつ事業費が30万円以上の場合に限る。 工事に伴う樹木や残土の処分費は補助対象外とする。 客土は高畝栽培等の根域層（60cmまで）の改善を目的とした小規模なものに限る。
	堆肥散布機	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：自走もしくは手押しにより走行し、堆肥の散布を自動で行う機種を導入に要する機材費
	集出荷施設などの流通施設	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：光センサー選果機など流通コスト低減等のための集出荷施設及び機材
輸出の促進	輸出産地づくりに向けた改植・高接	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：苗木、穂木、土壌改良資材、作業用機械レンタル費（油圧ショベル等） 輸出用園地及びその隣接園地（輸出用園地での生産の妨げにならない品目・品種）の改植・高接に限る。 みかん：宮川早生（同一品種からの改植に限る。） 連続定植とし、樹間植栽は補助対象外とする。
	生産環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：防風ネット、農薬ドリフト防止ネット（農地と接しない部分を除く）の導入に係る資材費及び請負工事費 輸出用園地への導入に限る。
	輸出検疫対応施設などの流通施設	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費：輸出に対応するための選果、集出荷施設など検疫対応施設及び機器 輸出の促進目標を定めた品目に係る取組であること。 受電施設の整備費は補助対象外とする。
推進事業	栽培技術実証ほの設置及び研修会の開催、国内外のマーケットインに対応した戦略果実の増産・販路開拓、戦略品種等の新商品開発・販路拡大、果実の機能性調査研究及びPR	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体：推進事業における事業実施主体は、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会及びその他知事が認める団体とする。 補助対象経費：事業実施主体が要綱別表に規定する取組を行ううえで必要となる報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、原材料費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費 事業実施主体の経常的な運営に関する事務費（家賃、電気代、電話代、ファクシミリ使用料等）は、補助対

		<p>象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培技術実証ほの設置を実施する場合は、県内の農業者等からの視察の依頼を積極的に受け入れること。 ・戦略品種等の新商品開発及び販路拡大を実施する場合は、新商品開発会議（県、市町村、流通、販売関係者等が参画）における事業計画及び対象経費の決定を必須とし、決定事項に沿った進行管理を行うこと。
--	--	---

4 事業計画及び実績に添付する書類

(1) 事業の交付申請関係

事業実施主体に複数の受益者が含まれる場合は、要綱第6の規定に基づく交付申請書（県補助金等交付規則別記第1号様式）に総括表（別紙第1号様式）並びに明細書（別紙第2～3号様式）を添付すること。ただし、作業受託機器の導入に取り組む場合は、作業受託計画（別紙第4号様式）を添付すること。

(2) 事業実績報告関係

事業実施主体に複数の受益者が含まれる場合は、要綱第11の規定に基づく実績報告書（県補助金等交付規則別記第2号様式）に総括表（別紙第1号様式）及び明細書（別紙第2～3号様式）を添付すること。ただし、作業受託機器の導入に取り組む場合は、作業受託実績（別紙第4号様式）を添付すること。

附 則

この実施基準は、令和6年4月1日から適用する。